

## 平成30年度 第4回 学長選考会議議事要録

日時：平成31年2月22日（金）10：30～11：30  
場所：事務局第1会議室  
出席者：種田委員（議長）、小野寺委員、川上委員  
内田委員（人文社会科学部長）、荒川委員（教育学部長）、  
田内委員（理学部長）、増澤委員（工学部長）、戸嶋委員（農学部長）、  
栗原委員（全学教育機構長）  
欠席者：小田部委員、藤川委員、三浦委員

### 議題

#### 審議事項

- 1 平成31年度学長選考会議の進め方について
- 2 学長選考会議が定める学長選考の基準について
- 3 茨城大学学長選考等要綱の改正について
- 4 学長の任期の上限について

## 議 事 概 要

### I 議事要録の確認

議長から、平成30年度第3回学長選考会議議事要録について、既に大学ホームページに公表済みである旨の報告があった。

### II 審議事項

#### 1 平成31年度学長選考会議の進め方について

議長から、来年度の学長選考会議の進め方や今後のスケジュールなどについて審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、資料1に基づき説明があり、審議の結果、詳細な日程などについては後日検討することとし、全体的な進め方やスケジュールについては提案のとおり承認された。

#### 2 学長選考会議が定める学長選考の基準について

議長から、来年度行われる学長選考における学長選考会議が定める学長選考の基準について審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、学長選考の基準を近日中に公示するため、前回の学長選考の基準を基に意見を伺いたい旨、資料2に基づき説明があり、審議の結果、今回の意見を踏まえて内容を修正・簡潔化した案を早急にまとめ、メール審議で意見を取りまとめることとした。

#### 【主な意見】

- 他大学と比較して、項目数が多く、内容を盛り込み過ぎである。
- 項目1の「教育・研究・地域連携・国際交流を確実かつ持続的に発展・充実させる能力」に関する記載は、以降の項目に書かれており、内容的に重複している。
- 項目2の財政基盤の確立に関する「確固たる戦略を有している」という内容は、求める基準としては高すぎる。また、「大学改革や」という箇所も、前文に記載され

ている内容がそもそも大学改革を指すので不要である。

- 項目3だけ二つの文に分かれているため、くどい印象を受ける。一つの文になるようにした方がよい。
- 項目6の冒頭にある「国際的視野に立って」という文言は、その後ろに書かれているグローバル化に取り組むならば必然的に国際的視野に立つので不要である。
- どの大学も似たような項目が並んでいる印象をうける。茨城大学の特色を出しても良いのではないか。

### 3 茨城大学学長選考等要綱の改正について

議長から、茨城大学学長選考等要綱の改正について審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、前回の学長選考における課題意見として、学長候補適任者が1人の場合は意向聴取を実施しないこととする改正である旨、資料3に基づき説明があり、審議の結果、「学長候補適任者が1人の場合は、意向聴取を行わないことができる」と修正し、メール審議で意見を求めることとした。

#### 【主な意見及び質疑応答】 ○委員 ●事務局

- 改正案のように改正した場合、学長候補者適任者が1名の際は意向聴取を行わなくなり、自動的に学長が決まるということか。
- 学長候補適任者が1名の場合であっても、学長選考会議は面接等の結果を見て不適合とすることができるので、自動的に学長が決まるということはない。意向聴取の実施は国立大学法人法に定められているものではなく、あくまで学長選考における参考の一つであり、必ず実施するものではない。学長選考会議は意向聴取を参考にするだけなので、意向聴取結果が学長決定に直結する訳ではない。
- 面接と意向聴取の違いは何か。
- 面接は茨城大学学長選考要綱の7条に定められており、学長就任に対する抱負等を聴するため、意向聴取の実施前に行う。意向聴取は同要綱の8条に定められており、意向聴取対象者による投票である。
- 意向聴取を行わない場合、学内の意見を知る手段として信任投票等を行うことは可能か。
- 学長選考会議でそのように議決すれば可能である。前回の学長選考においては、意向聴取の代替として意見交換会及び書面による意見提出を実施した。
- 「実施しない」ではなく「行わないことができる」とした方がよいのではないか。

### 4 学長の任期の上限について

議長から、学長の任期の上限について審議願いたい旨の提案があった。さらに、総務課長から、前学長選考会議において学長の任期は4年+再任2年で6年を超えられないと文書に残されているが、茨城大学組織規則に上限が明記されていないため、学長の任期の上限を明確にする必要がある旨、資料4に基づき説明があった。審議の結果、一部文言の修正を行い、メール審議で意見を求めることとした。

#### 【主な意見及び質疑応答】 ○委員 ●事務局

- 他大学では3期目の学長という話も聞いたことがある。学長の任期は国立大学法人法で4～6年と定められているということで良いか。
- 国立大学法人法で定めているのは学長の1期における任期である。本学においては就任時の任期は4年、再任時の任期は2年と同法で定める範囲内である。他大

学では1期6年のみで再任不可、4年+再任2年+再々任2年、3年+再任3年など様々である。